

2012年9月26日

みずほコーポレート銀行（中国）有限公司

中国アドバイザー一部

## —貿易政策関連—

みずほ中国 ビジネス・エクスプレス

（第238号）

# 国务院、貿易の安定成長へてこ入れ策、 資金繰り支援や通関簡素化を図る

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

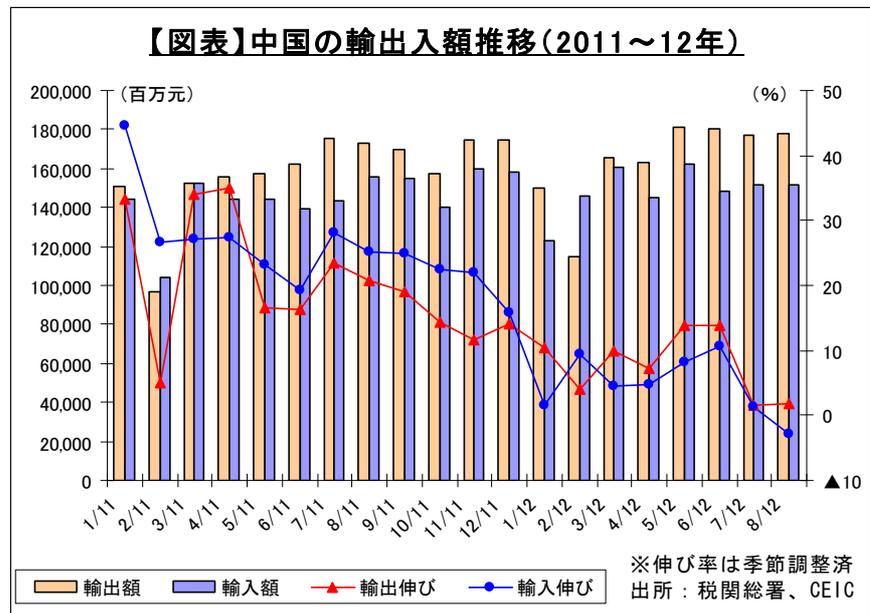
中国の貿易取引が、長引く世界景気の低迷を受けて、大幅に減速しています。今年8月の貿易統計は、輸出が前年同期比2.7%増の1779.73億ドル、輸入が同2.6%減の1513.13億ドルとなり、輸入は春節等の季節要因を除き、実質2年10カ月ぶりのマイナス成長を記録しました。1～8月の累計で輸出が同7.1%増、輸入が同5.1%増にとどまり、中国政府が掲げる貿易総額10%成長の目標達成が難しくなってきました。

こうした情勢を受けて、国务院の温家宝首相は8月末、輸出型企業が集積する広東省の広州市、佛山市、東莞市等を視察し、「輸出入貿易に存在する問題と困難を高度に重視し、適切な措置を採用して輸出の安定成長を推進する」ことを強調。さらに、国务院は9月16日付で『貿易安定成長の促進に関する国务院弁公室の若干意見』（国弁発[2012]49号、以下『若干意見』

という）を公布し、貿易の成長を維持するためてこ入れ策を実施する方針を示しました。

## □ 企業支援へ8つの方針を提示

国务院常务会议は9月12日、貿易の安定的な成長を図るため、以下の8つの方針に基づいて『若干意見』全16項目を可決しました。



- ① 輸出税還付手続のさらなる迅速化
- ② トレードファイナンスの規模拡大と企業の借入コスト削減
- ③ 輸取出引信用保険の規模・カバー率の拡大による中小企業の海外市場開拓支援
- ④ 通関の効率化とコスト削減
- ⑤ 貿易摩擦への対処による輸出企業の権益保護
- ⑥ 輸入拡大による貿易均衡の促進
- ⑦ 新興市場の開拓
- ⑧ 中西部の対外開放拡大

①～③で輸出企業、特に中小零細企業の資金繰りを支援するとともに、⑤～⑧で貿易環境の改善と貿易構造の最適化による対外取引の拡大を目指しています。

企業の資金調達面では「商業銀行が輸入信用業務および人民元トレードファイナンス業務を展開することを奨励する」（第2項）としており、通関面では関係当局が進めている分類通関改革、通関のペーパーレス化、貨物貿易外貨管理制度改革<sup>1</sup>、法定検査検疫リストの削減をさらに進めるとしています。また、輸出入企業の負担を軽減するため、2012年第4四半期中、「すべての輸出入貨物、運送器具、コンテナおよびその他の法定検査検疫貨物について、輸出入に係る検査検疫費用の徴収を免除する」（第8項）ことを決めました。財政部は、この措置で約35億円の企業負担が軽減されるとしています。なお、2013年1月1日以降は「引き下げ後の新たな検査検疫費用徴収基準」（同上）が適用されます。

⑥については、国務院が今年4月に公布した『輸入促進による対外貿易の均衡的発展の強化に関する国務院の指導意見』（国発[2012]15号）に基づき、先進技術設備やキーデバイス、生活用品の輸入を重点的に拡大させたい考えです。さらに、アフリカや中南米等の新興市場の開拓、輸出製品の高付加価値化の推進、辺境貿易の推進により貿易構造の最適化を図っていくとしています。

\*

商務部の陳徳銘部長は9月16日、広東省東莞市で開催された対外貿易業務座談会に参加し、「今後しばらくの間、貿易発展の環境は明らかな改善が難しく、諸々のマイナス要素が重なり、貿易にさらなる大きな挑戦をもたらすだろう」と先行きに厳しい見方を示しており、同部スポークスマンの沈丹陽氏は9月19日の記者会見で、『若干意見』に基づく具体策が近日中に公布されることを明らかにしています。

『若干意見』の詳細につきましては、3ページからの中国語原文をご参照ください。

【みずほコーポレート銀行（中国）有限公司 中国アドバイザー一部 月岡直樹】

<sup>1</sup> 貨物貿易外貨管理制度改革については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第229号、第235号をご参照ください。以下のURLよりダウンロードできます。⇒ [http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin\\_info/express.html](http://www.mizuhocbk.com/china/jp/fin_info/express.html)

(中国語原文)

**国务院办公厅**  
**国办发〔2012〕49号**  
**关于促进外贸稳定增长的若干意见**

**各省、自治区、直辖市人民政府，国务院各部委、各直属机构：**

外贸稳定增长，关乎扩大就业、改善民生，关乎稳增长目标的实现。为促进今年外贸稳定增长，经国务院同意，现提出如下意见：

**一、做好出口退税和金融服务**

- (一) 加快出口退税进度。在货物贸易外汇管理制度改革的基础上，进一步加快出口退税进度，确保准确及时退税。
- (二) 扩大贸易融资规模。改善对进出口的金融服务，引导金融机构增加汇率避险产品。拓宽出口企业融资渠道，支持商业银行按照“风险可控、商业可持续”原则，增加对有订单、有效益、符合审慎信贷条件的出口企业贷款。鼓励商业银行开展进口信贷业务以及人民币贸易融资业务。
- (三) 降低贸易融资成本。深入落实银行业金融机构不规范经营专项治理工作的各项要求，严禁银行业金融机构发放贷款时附加不合理条件，严禁违规收取服务费用。努力为小微企业提供融资便利。
- (四) 加大出口信用保险支持力度。认真落实大型成套设备出口融资保险专项安排。扩大出口信用保险规模，提高出口信用保险覆盖面。发展对小微企业的信用保险，支持中小企业开拓国际市场。

**二、提高贸易便利化水平**

- (五) 提高通关效率。进一步改进海关、质检等部门的监管服务，简化审批手续，提高通关效率，降低企业通关成本。调整 AA 级企业评定标准。全面推开海关分类通关改革，加快无纸化通关改革。在保障有效监管的前提下，放宽“属地申报、口岸验放”的适用范围
- (六) 落实外汇管理制度改革措施。认真落实货物贸易外汇管理制度改革的各项措施，进一步提高服务水平，促进贸易便利化，为外贸企业提供良好的政策支持和业务指导
- (七) 调减法定检验检疫目录。认真落实 2012 年 8 月 1 日起实施的取消部分商品进出口检验检疫的规定，在确保出口质量安全的前提下，研究进一步调减法定检验检疫目录。
- (八) 规范和减少进出口环节收费。继续清理规范进出口环节行政事业性收费和经营服务性收费，取消不合理收费项目，减少收费环节，降低收费标准，减轻企业负担。认真落实取消出口收汇核销单、进口付汇单、出口报关单退税联打印费用的规定，取消海关监管手续费。自 2012 年 10 月 1 日起至 2012 年 12 月 31 日，对所有出入境货物、运输工具、集装箱及其他法定检验检疫物免收出入境检验检疫费。2013 年 1 月 1 日起，执行新的降低后的检验检疫收费标准。

### 三、改善贸易环境

- (九) 积极应对贸易摩擦。做好贸易摩擦应对和世界贸易组织争端解决工作，引导企业和行业协会有效应对贸易摩擦，维护我出口企业合法权益。依法实施进口贸易救济，保护国内产业安全
- (十) 深化多双边关系。深入参与二十国集团、上海合作组织等多边和区域、次区域合作机制，鼓励企业用好区域、次区域合作机制和已经生效的自由贸易协定。充分利用高层对话和双边经贸联（混）委会等平台，加强与主要贸易伙伴的经贸合作。加快推进与有关国家和地区的自由贸易协定谈判。

### 四、优化贸易结构

- (十一) 增加进口，促进贸易平衡。认真落实《国务院关于加强进口促进对外贸易平衡发展的指导意见》（国发〔2012〕15号）精神，促进进出口协调发展。积极扩大进口，重点增加进口先进技术设备、关键零部件以及与人民群众密切相关的生活用品。
- (十二) 优化外贸国际市场布局和国内区域布局。支持企业开拓非洲、拉美、东南亚、中东欧等新兴市场。鼓励地方、行业、企业到新兴市场参展办展，开展贸易促进活动。扩大中西部地区对外开放，支持中西部地区发展开放型经济，推动边境省区加强与周边国家的经贸合作。
- (十三) 加快建设外贸基地、贸易平台和国际营销网络。依托特色产业集聚区，培育外贸生产基地。培育一批基础条件好辐射能力强的会展平台、内外贸结合的商品市场平台、电子商务平台和进口促进平台，鼓励企业建立国际营销网络。
- (十四) 优化出口商品结构。深入实施科技兴贸和以质取胜战略，扩大技术和资金密集型的机电产品、高技术高附加值产品和节能环保产品出口。支持企业技术改造，提高劳动密集型产品出口质量、档次和附加值。控制高耗能、高污染产品出口。
- (十五) 优化贸易方式结构。逐步扩大一般贸易比重。引导加工贸易从沿海向内陆地区转移和向海关特殊监管区域集中，鼓励加工贸易企业延伸产业链、增值链，提高本地增值和本地配套的比重。积极发展边境贸易。

### 五、加强组织领导

- (十六) 增强工作的针对性和主动性。各地区各部门要加强对外贸形势的分析，加强对进出口企业经营情况的监测，及时掌握企业经营成本、订单转移、产能转移、市场份额变化情况，增强工作的针对性和主动性。有关部门要改进作风，深入基层，强化对进出口企业特别是小微企业的服务，为企业抓订单、拓市场提供及时有效的支持。

国务院办公厅  
2012年9月16日

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言**：本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持**：本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権**：本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責**：
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。